

資料 9 - 2

基本協定書案に係る前回決定案「管理運営協議会の設置に関する条項」の文言修正案（事務局案）

平成22年7月26日

第9回生駒市病院事業推進委員会

〔前回決定案〕

基本協定書案の「第5章 事業計画、事業報告等」の第25条として「管理運営協議会の設置」を入れ、それ以降の「条項番号」を繰り下げる。

(管理運営協議会の設置)

第25条 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、甲及び乙は市立病院管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は甲、乙、公募市民、医師会等医療従事者その他市長が適当と認める者によって構成する。

3 協議会は別に定める規定により運営し、原則、公開とする。

↓

〔事務局修正案〕

第25条第2項中「市長が」を「甲が」に改める。